令和5年3月13日

市内養介護施設・養介護事業者 様

いつもお世話になります。

各務原市介護保険課 施設指導係 鈴木と申します。

岐阜県高齢福祉課より添付のとおり通知がありました。要介護施設・要介護事業者におかれましては、改めて高齢者虐待発生時の留意点についてご確認をお願いいたします。

平成 18 年 4 月「高齢者虐待防止法」が施行され、虐待を受けている高齢者を発見した者は、市への通報が義務づけられました。高齢者の虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って発生することや高齢者本人の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に第3者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。

【各務原市webサイト】

介護保険施設等における提供中の事故、虐待、火災、利用者の行方不明、法人 役員・職員による法令違反・不祥事等発生時の報告について

https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009168/1009170.html

各務原市高齢者虐待防止の基本マニュアル

https://www.city.kakamigahara.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/158/manual.pdf

★-----

各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係

TEL: 058-383-2067 (直通)

FAX: 058-383-6365

mail: kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

_______**x**